

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

(道の駅南アルプスむら長谷管理組合)

伊那市監査委員

31伊監第27号
令和元年10月8日

伊那市長 白鳥 孝 様
伊那市議会議長 黒河内 浩 様

伊那市監査委員
登内 正史
北原 藤重
柴 満喜夫

令和元年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

目 次

第 1	監査の対象	1
第 2	監査の実施期間	1
第 3	監査の手続及び着眼点	1
第 4	監査対象団体の概要	2
第 5	監査の結果	9

令和元年度財政援助団体等監査報告

第1 監査の対象

道の駅南アルプスむら長谷管理組合の管理運営のうち、平成29年度及び平成30年度の指定管理料に係る出納、その他の事務の執行、経営状況について監査を行った。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 対象団体 | 道の駅南アルプスむら長谷管理組合 |
| (2) 指定管理料 | 道の駅南アルプスむら長谷施設指定管理料 |
| (3) 所管部局 | 長谷農林建設課 |

第2 監査の実施期間

令和元年5月31日から令和元年6月18日

第3 監査の手續及び着眼点

道の駅南アルプスむら長谷管理組合（以下、「管理組合」という。）への指定管理料に係る事業の出納、その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係帳票その他の関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手續きを実施した。

- (1) 指定管理者制度における管理組合への指定は適正か。
- (2) 指定管理料は適正か。
- (3) 管理運営事務は適正に行われているか。
- (4) 会計経理や財産管理は適正に執行されているか。

第4 監査対象団体の概要

1 概要

- (1) 名称 道の駅南アルプスむら長谷管理組合
- (2) 組織
(構成員) ・伊那市観光株式会社「パンや」
・合同会社「ミレッツ」
・農業法人「ファームはせ株式会社」
・伊那市観光協会
- (3) 所在地 伊那市長谷非持 1400 番地

2 道の駅南アルプスむら長谷施設の建設経過及び現状

(1) 地場産業振興施設

地場産業振興施設として長谷地域の地場農林産物の直売施設、農産物を活用した食の提供施設及びパン販売施設として、旧長谷村時代に建設され、平成 18 年 2 月 28 日施設増設をおこなった。その後、平成 30 年に施設内の駐車場拡幅工事をおこない、現在に至っている。

敷地 12,264.11 m² (建物 1 棟 814.92 m²)

売り場、事務室、食堂、食事処、菓子製造所、インフォメーションコーナー、倉庫、駐車場、トイレ

(2) 南アルプス公園

南アルプス公園の設置目的は、施設等の来場者の休憩の場として、また、地域住民との交流の場や憩いの場として平成 15 年 7 月 15 日に建設され、現在に至っている。

敷地 7,654.03 m² (建物 1 棟 32.6 m²)

芝公園、花壇、駐車場、トイレ

(3) 協業活動拠点施設

協業活動拠点施設の設置目的は、間伐材をはじめとする地域材を使用し、展示効果や地域住民の利用の場として、平成 2 年 6 月 27 日に建設され、平成 25 年からは伊那市観光協会の運営による観光案内所として「南アルプスむら長谷ビジターセンター」が併設され、現在に至っている。

建設面積 274.21 m² (建物 1 棟)

大小会議室、厨房、トイレ

資料 1

道の駅南アルプスむら長谷管理組合管理範囲図面



3 管理組合の経過及び現状

管理組合は、施設建設と同時に設立された。

施設及び公園の管理にあたっては、開設当時から管理組合に委託され、新伊那市となり指定管理者制度導入にあたっては、引き続き指定を受けている。

今回の協定期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 (令和 2) 年 3 月 31 日までの 3 年間となっており、指定管理料は、年額 2,800,000 円となっている。

4 業務の範囲

- (1) 地場産業振興施設・南アルプス公園・協業活動拠点施設（以下、「本施設」という。）の使用の許可、使用の停止等に関する業務
- (2) 本施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (3) 地場産業振興施設にあつては、前述のほか次のとおりの業務
 - ア 地元農産物の販売に関すること
 - イ 地元農産加工施設等の販売に関すること
 - ウ 施設において農産物等を販売し、又は農産物等の販売を委託することができる者の範囲を定めること

- エ 地元農産物等を使用した食の消費者への提供に関すること
 - オ 地元農産物等を使用したパンの提供者への提供に関すること
 - カ 情報資料提供等、道の駅の総合案内に関すること
- (4) (3)に掲げるもののほか、本施設に関する業務のうち、次に規定する業務を除く業務
- ア 本施設の目的外使用許可
 - イ その他市長のみの権限に属する業務
- (5) 南アルプス公園にかかる事業
- ア 公園内の草取り、駐車場・東屋・トイレ等の美化清掃
 - イ 公園内の破損箇所等の発見及び報告

5 収支決算書

(1) 道の駅南アルプスむら長谷管理組合歳入歳出決算書

平成29年度と平成30年度とそれぞれ2,800,000円の委託料は、道の駅南アルプスむら長谷管理組合会計（以下、「本会計」という。）の歳入の部「委託金」で収入している。

平成29年度道の駅南アルプスむら長谷管理組合歳入歳出決算書
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

歳入額	15,982,943	円
歳出額	14,293,739	円
差引額	1,689,204	円

【歳入の部】

項目	決算額	説明
前年度繰越金	3,304,208	繰越金
委託金	2,800,000	伊那市委託料
負担金等	9,352,064	負担金
利用料	7,500	メルシー使用料等
雑収入	519,171	預金利息・自販機売上等
合計	15,982,943	

【歳出の部】

項目	決算額	説明
光熱水費	7,023,410	電気料・ガス・上水道代
賃金	2,308,755	清掃賃金等
保安管理費	356,244	中部電気保安協会等
警備費	894,456	総合警備保障
広告費	721,480	新聞等広告料
使用料	460,644	ケーブルテレビ他
消耗品費	100,362	看板・消耗品等
事務費	55,556	道の駅連絡会会費等
修繕費	896,144	修繕費
燃料費	87,501	材料代
備品費	905,978	インフォメーション暖房機・パラソル・草刈機
雑費	90,330	
予備費	392,879	感謝祭テント他
合計	14,293,739	

※【歳入の部】委託金の説明欄における「伊那市委託料」とは「指定管理料」のことをいう。

平成30年度道の駅南アルプスむら長谷管理組合歳入歳出決算書
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

歳入額	13,903,165	円
歳出額	12,425,434	円
差引額	1,477,731	円

【歳入の部】

項目	決算額	説明
前年度繰越金	1,689,204	繰越金
委託金	2,800,000	伊那市委託料
負担金等	8,907,279	負担金
利用料	6,000	メルシー使用料等
雑収入	500,682	預金利息・自販機売上等
合計	13,903,165	

【歳出の部】

項目	決算額	説明
光熱水費	6,971,127	電気料・ガス・上水道代
賃金	1,916,868	清掃賃金等
保安全管理費	174,048	中部電気保安協会等
警備費	285,120	総合警備保障
広告費	944,870	新聞等広告料
使用料	467,988	ケーブルテレビ他
消耗品費	185,417	看板・消耗品等
事務費	50,876	道の駅連絡会会費等
修繕費	508,708	修繕費
燃料費	135,502	
備品費	149,000	
雑費	33,612	
予備費	602,298	
合計	12,425,434	

※【歳入の部】委託金の説明欄における「伊那市委託料」とは「指定管理料」のことをいう。

(2) 指定管理料 2,800,000 円にかかる収支決算書

本会計の歳入の部「委託金」で受けた指定管理料部分と、協業活動拠点施設の使用料、雑収入を、支出の部のそれぞれの項目で執行している。

平成29年度道の駅南アルプスむら長谷施設収支決算書
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

収入金額	2,806,552	円
支出金額	2,806,552	円
差引残額	0	円

【収入の部】

項目	決算額	説明
前年度繰越金	0	
繰入金	2,800,000	伊那市委託料
使用料	6,500	メルシー使用料
雑収入	22	預金利息等
合計	2,806,522	

【支出の部】

項目	決算額	説明
光熱水費	632,737	電気料・水道料・下水道料
保安全管理費	391,584	中電保安全管理・警備費
一般物品費	274,601	施設必需品等
看板費	113,400	中電興
役務費	670,094	施設整備人件費
通信費	186,756	ケーブルテレビ
修繕費	95,150	施設修理
広告費	442,200	新聞広告代
合計	2,806,522	

※【歳入の部】繰入金の説明欄における「伊那市委託料」とは「指定管理料」のことをいう。

平成30年度道の駅南アルプスむら長谷施設収支決算書
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

収入金額	2,805,012	円
支出金額	2,805,012	円
差引残額	0	円

【収入の部】

項目	決算額	説明
前年度繰越金	0	
繰入金	2,800,000	伊那市委託料
使用料	5,000	メルシー使用料
雑収入	12	預金利息等
合計	2,805,012	

【支出の部】

項目	決算額	説明
光熱水費	526,999	電気料・水道料・下水道料
保安全管理費	185,760	中電保安全管理・警備費
一般物品費	29,703	施設必需品等
看板費	113,400	中電興
役務費	1,102,680	施設整備人件費
通信費	33,048	ケーブルテレビ
修繕費	566,016	施設修理
広告費	247,406	新聞広告代
合計	2,805,012	

※【歳入の部】繰入金の説明欄における「伊那市委託料」とは「指定管理料」のことをいう。

指定管理料 2,800,000 円について、提出された支出一覧表により確認したが、収支決算書と同様の決算額になり、指定管理料で不足する分（平成29年度：6,522 円・平成30年度：5,012 円）については、本会計内から補填されていることが分かる。

しかし、光熱水費や通信費等について、本来ならば指定管理料から支出すべき協業活動拠点施設部分と共有トイレ部分の費用が月によっては本会計から支出されており、本会計からの補填額は上記以上になることが考えられる。

また、収入の部において、協業活動拠点施設の使用料が条例で定められた料金ではなかった。基本協定書では使用料を条例額の範囲内で徴収する場合、

市と協議し承認を得ることとなっているが、協議の経過について確認することができなかった。

第5 監査の結果

監査の結果、次のとおり一部に検討等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

地方自治法の最少の経費で最大の効果を上げるという趣旨と管理組合が掲げる事業の目的達成のために引き続き努力されたい。

1 所管部局への指摘事項

(1) 平成29年に締結された「道の駅南アルプスむら長谷施設の管理運営に関する基本協定書」及び「伊那市道の駅南アルプスむら長谷施設業務仕様書」で定められている項目のうち、下記の項目について協定どおりに実施されていなかった。

協定内容を遵守するとともに、現状と合わなくなっている項目等については必要に応じて協議し見直すこと。

ア 第17条第2項（緊急時の対応等） 災害対策マニュアル未作成

イ 第20条（モニタリングの実施） 月報の未提出

ウ 第29条（保険） 協定どおりの保険に不参加

エ 第36条（区分経理） 指定管理料部分が別経理となっていない

オ 業務仕様書 1 管理基準（1）利用対象者 条例と不整合

(2) 本施設運営にあたっては、慣例的な方法で処理されるケースがある。より明確化し透明性を高めていくことが必要である。また、行政のやるべき部分と、管理組合に指定管理する部分とを区別し、事業の分担を明確にする必要がある。

管理運営業務の範囲に、本施設周辺の農用地管理が含まれ遊休農用地化している。管理運営業務内容の見直しを検討する必要がある。

(3) 年度により指定管理料に係る支出内容が違うものがあるなど不明確な箇所が見受けられる。

指定管理料の算定方法について、内規等を早急に整備する必要がある。

(4) 本施設の共有部分について光熱水費の負担方法が不明確である。早急に内規等により明確にされるよう措置されたい。

(5) 南アルプス公園西側にある美和ダム管理用道路の湖面側のガードパイプは簡易であり、幼児や児童など、湖面への落下が心配される。安全を確保するため、早急に措置するようダム管理者に要望されたい。

2 管理組合への提言等

管理組合は、指定管理者制度の指定を受け、本施設の管理運営にあたっているが、業務の特異性から随意契約による指名を受けられる公益性の高い機関に属すると思われる。また、本施設が長谷地域の主要観光施設であることから、市の基準に準じた施設運営及び事務改善に努めていかなければならないと考えられるため、以下の事項について検討されたい。

- (1) 会計監査、総会を継続し実施すること。また、定例的な運営会議等の開催により、組合員間の意思統一や協力体制が醸成されると思われるので検討されたい。
- (2) 管理運営業務の見直しによる業務軽減を進められたい。
- (3) 指定管理料で負担する支出科目について、内規の整備により、統一した事務処理に努められたい。また、出納事務のチェック体制の構築に努められたい。
- (4) 施設使用料の徴収について、条例で定められた料金とされたい。
- (5) 電気保安協会からの機器不適合の指摘事項について、機器の修理等、早急に対処されたい。

令和元年度財政援助団体等監査の指摘事項に対する処理状況

(対象団体) 道の駅南アルプスむら長谷管理組合、(所管部局) 長谷農林建設課

指摘事項	処理状況
<p>1 所管部局への指摘事項</p> <p>(1) 平成 29 年に締結された「道の駅南アルプスむら長谷施設の管理運営に関する基本協定書」及び「伊那市道の駅南アルプスむら長谷施設業務仕様書」で定められている項目のうち、下記の項目について協定どおりに実施されていなかった。</p> <p>協定内容を遵守するとともに、現状と合わなくなってきた項目等については必要に応じて協議し見直すこと。</p> <p>ア 第 17 条第 2 項 (緊急時の対応等) 災害対策マニュアル未作成</p> <p>イ 第 20 条 (モニタリングの実施) 月報の未提出</p> <p>ウ 第 29 条 (保険) 協定どおりの保険に不参加</p> <p>エ 第 36 条 (区分経理) 指定管理料部分が別経理となっていない</p> <p>オ 業務仕様書 1 管理基準 (1) 利用対象者 条例と不整合</p> <p>(2) 本施設運営にあたっては、慣例的な方法で処理されるケースがある。より明確化し透明性を高めていくことが必要である。また、行政のやるべき部分と、管理組合に指定管理する部分とを区別し、事業の分担を明確にする必要がある。</p> <p>管理運営業務の範囲に、本施設周辺の農用地管理が含まれ</p>	<p>1 (1) ア 災害対策マニュアル作成について、管理組合と協議します。</p> <p>イ 6ヶ月ごとの月報の提出について、管理組合と協議します。</p> <p>ウ 基本協定どおりの保険加入について、管理組合と協議します。</p> <p>エ 指定管理料部分が別経理となるように管理組合と協議します。</p> <p>オ 次回の基本協定の締結の際には、「利用対象者」の項目を削除する方向で、管理組合と協議します。</p> <p>(2) 施設運営にあたり、行政のやるべき部分と管理組合に指定管理する部分とを区別し、事業の分担を明確化していきます。また、管理運営業務の範囲の中の農用地管理については、管理組合と協議します。</p>

指摘事項	処理状況
<p>遊休農用地化している。管理運営業務内容の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(3) 年度により指定管理料に係る支出内容が違うものがあるなど不明確な箇所が見受けられる。</p> <p>指定管理料の算定方法について、内規等を早急に整備する必要がある。</p> <p>(4) 本施設の共有部分について光熱水費の負担方法が不明確である。早急に内規等により明確にされるよう措置されたい。</p> <p>(5) 南アルプス公園西側にある美和ダム管理用道路の湖面側のガードパイプは簡易であり、幼児や児童など、湖面への落下が心配される。安全を確保するため、早急に措置するようダム管理者に要望されたい。</p> <p>2 管理組合への提言等</p> <p>管理組合は、指定管理者制度の指定を受け、本施設の管理運営にあたっているが、業務の特異性から随意契約による指名を受けられる公益性の高い機関に属すると思われる。また、本施設が長谷地域の主要観光施設であることから、市の基準に準じた施設運営及び事務改善に努めていかなければならないと考えられるため、以下の事項について検討されたい。</p> <p>(1) 会計監査、総会を継続し実施すること。また、定例的な運営会議等の開催により、組合員間の意思統一や協力体制が醸成されると思われるので検討されたい。</p>	<p>(3) 管理組合の内規等の整備をすすめ、かつ、指定管理料の算定方法について検討をおこなってまいります。</p> <p>(4) 1の(3)と同様に、管理組合の内規等の整備をすすめ、かつ、本施設の共有部分の光熱水費の負担方法について検討をおこないます。</p> <p>(5) 美和ダム管理用道路を管理している国土交通省天竜川ダム統合管理事務所管理支所に対して当該道路に対する安全確保対策について要望をおこないます。</p> <p>2 (1) 会計監査や総会を継続していくこと、また、定例的な運営会議等の開催をおこなうように管理組合と協議をします。</p>

指摘事項	処理状況
<p>(2) 管理運営業務の見直しによる業務軽減を進められたい。</p> <p>(3) 指定管理料で負担する支出科目について、内規の整備により、統一した事務処理に努められたい。また、出納事務のチェック体制の構築に努められたい。</p> <p>(4) 施設使用料の徴収について、条例で定められた料金とされたい。</p> <p>(5) 電気保安協会からの機器不適合の指摘事項について、機器の修理等、早急に対処されたい。</p>	<p>(2) 管理運営業務の見直しについて、管理組合と協議をします。</p> <p>(3) 管理組合の内規の整備をおこなうこと、また、出納事務のチェック体制の構築を管理組合と協議をします。</p> <p>(4) 施設使用料の徴収について、条例で定められた料金となるように管理組合と協議します。</p> <p>(5) 電気保安協会からの機器不適合の指摘事項について、早急に対処するように管理組合と協議をします。</p>